⑸　リスク・アセット

「リスク・アセットの額の合計額」とは、自己資本比率告示第二条各号の算式の分母の額をいう。

⑹　調整項目に係る参考事項

ａ　「少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額」とは、少数出資金融機関等の対象資本調達手段の額から少数出資調整対象額を控除した額をいう。

ｂ　「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に係る調整項目不算入額」とは、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものの額のうち普通出資等Tier１資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

ｃ　「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額」とは、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）の額のうち普通出資等Tier１資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

ｄ　「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額」とは、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額のうち普通出資等Tier１資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

⑺　Tier２資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項

ａ　「一般貸倒引当金に係るTier２資本算入上限額」とは、信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法を採用した場合にあっては、自己資本比率告示第百二十九条第二号に掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額をいう。

ｂ　「適格引当金に係るTier２資本算入上限額」とは、内部格付手法を採用した場合において、自己資本比率告示第百二十九条第一号に掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額をいう。

⑻　資本調達手段に係る経過措置に関する事項

ａ　「適格旧Tier１資本調達手段に係る算入上限額」とは、自己資本比率改正告示（農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（平成二十四年金融庁・農林水産省告示第十二号）をいう。以下同じ。）附則第三条第一項の規定に従い、同項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧Tier１資本調達手段に係る基準額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。

ｂ　「適格旧Tier２資本調達手段に係る算入上限額」とは、自己資本比率改正告示附則第三条第二項の規定に従い、同条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧Tier２資本調達手段に係る基準額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。

別紙様式第二号の表中「前払年金費用」を「退職給付に係る資産」に改める。

**附　則**

（適用時期）

**第一条**　この告示は、平成二十六年三月三十一日から適用する。

（農林中央金庫の連結会計年度の開示事項に係る経過措置）

**第二条**　第三条の規定による改正後の農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項第三条第五項の規定は、平成二十六年三月三十一日前に終了した連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。）に係るものについては適用しない。

（農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部を改正する告示の一部改正）

**第三条**　農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部を改正する告示（平成二十五年金融庁・農林水産省告示第八号）の一部を次のように改正する。

附則第二条を削り、附則第一条の見出し及び条名を削る。

附則別紙様式第一号及び附則別紙様式第二号を削る。

# 公　告

## 諸　事　項

### 公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することがあります。

**平成２５年（へ）第２３６号**

千葉県君津市杢師３丁目18番７号
申立人　株式会社鳴本建設
代表者代表取締役　鳴本　峻輔
権利を争う旨の申述の終期　平成26年５月14日
平成26年１月30日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＫＣ93643
金額　2,100,920円
支払期日　平成26年３月10日
支払地　東京都千代田区
支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行本店
振出日　平成25年11月11日
振出地　東京都千代田区
振出人　日鉄住金テックスエンジ株式会社　代表取締役　嶋　　宏
受取人　申立人
最終所持人　申立人

**平成２５年（へ）第２３８号**

大阪市福島区野田３丁目７番30号
申立人　関包スチール株式会社
代表者代表取締役　谷本　隆広
権利を争う旨の申述の終期　平成26年５月14日
平成26年１月30日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＶＵ273641
金額　521,967円
支払期日　平成26年１月10日
支払地　東京都中野区
支払場所　株式会社三井住友銀行中野支店
振出日　平成25年８月20日
振出地　東京都中野区
振出人　岩田ボルト製造株式会社　取締役社長　岩田　恭一
受取人　ユウキ産商株式会社
裏書人　ユウキ産商株式会社　代表取締役　青木　信介
被裏書人　関包スチール株式会社
最終所持人　申立人

**平成２５年（へ）第２４１号**

横浜市港北区篠原町973―７番地
申立人　株式会社サンアート
代表者代表取締役　時津清一郎
権利を争う旨の申述の終期　平成26年５月14日
平成26年１月30日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＪＧ36584
金額　310,000円
支払期日　平成25年９月30日
支払地　東京都中央区
支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行日本橋中央支店
振出日　平成25年５月31日
振出地　東京都台東区
振出人　株式会社装備　代表取締役　栗山　浩一
受取人　申立人
最終所持人　申立人

**平成２５年（へ）第２４３号**

長野県上田市塩川630番地21
申立人　株式会社ナカザワ
代表者代表取締役　中沢　　誠
権利を争う旨の申述の終期　平成26年５月14日
平成26年１月30日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＡＡ176321
金額　509,527円
支払期日　平成25年10月31日
支払地　東京都新宿区
支払場所　株式会社東京都民銀行西大久保支店
振出日　平成25年５月31日
振出地　東京都台東区
振出人　オリエクス株式会社　代表取締役社長　鎌江　　厚
受取人　申立人
最終所持人　申立人